

# 農福連携等推進ビジョン（概要）（令和元年6月4日農福連携等推進会議決定）

## I 農福連携等の推進に向けて

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組

年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、障害者の生活の質の向上等が期待

農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これらが多様な効果を発揮されることが求められるところ

持続的に実施されるには、農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展していくことが重要で、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることを期待

農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには「知られていない」「踏み出しがない」「広がりたい」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していく必要

また、ユニークな取組として、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行をした者の立ち直り支援等、様々な分野にウイングを広げ、地域共生社会の実現を図ることが重要（SDGsにも通じるもの）

農福連携等の推進については、引き続き、関係省庁等による連携を強化

## II 農福連携を推進するためのアクション

目標：農福連携等に取り組む主体を新たに3,000創出\*

### 1 認知度の向上

- 定量的なデータを収集・解析し、農福連携のメリットを客観的に提示
- 優良事例をとりまとめ、各地の様々な取組内容を分かりやすく情報発信
- 農福連携で生産された商品の消費者向けキャンペーン等のPR活動
- 農福連携マルシェなど東京オリンピック・パラリンピック等に合わせた戦略的プロモーションの実施

### 2 取組の促進

#### ○ 農福連携に取り組む機会の拡大

- ワンストップで相談できる窓口体制の整備
- スタートアップマニュアルの作成
- 試験的に農作業委託等を短期間行う「お試しノウフク」の仕組みの構築
- 特別支援学校における農業実習の充実
- 農業分野における公的職業訓練の推進

\* 令和6（2024）年度までの目標

### ○ ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

- 農業経営体と障害者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築
- コーディネーターの育成・普及
- ハローワーク等関係者における連携強化を通じた、農業分野での障害者雇用の推進

### ○ 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

- 農業法人等への障害者の就職・研修等の推進と、障害者を新たに雇用して行う実践的な研修の推進
- 障害者の作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等の活用
- 全国共通の枠組みとして農業版ジョブコーチの仕組みの構築
- 農林水産研修所等による農業版ジョブコーチ等の育成の推進
- 農業大学校や農業高校等において農福連携を学ぶ取組の推進
- 障害者就労施設等における工賃・賃金向上の支援の強化

### ○ 農福連携に取り組む経営の発展

- 農福連携を行う農業経営体等の収益力強化等の経営発展を目指す取組の推進
- 農福連携の特色を生かした6次産業化の推進
- 障害者就労施設等への経営指導
- 農福連携でのGAPの実施の推進

### 3 取組の輪の拡大

- 各界関係者が参加するコンソーシアムの設置、優良事例の表彰・横展開
- 障害者優先調達推進法の推進とともに、関係団体等による農福連携の横展開等の推進への期待

## III 農福連携の広がりの推進

「農」と「福」のそれぞれの広がりを推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会の実現へ

### 1 「農」の広がりへの支援

林業及び水産業において、特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、障害特性等に応じた、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進、林・水産業等向け障害者就労のモデル事業の創設

### 2 「福」の広がりへの支援

高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者の就労・社会参画の機会の確保や、犯罪や非行をした者の立ち直りに向けた取組の推進

79

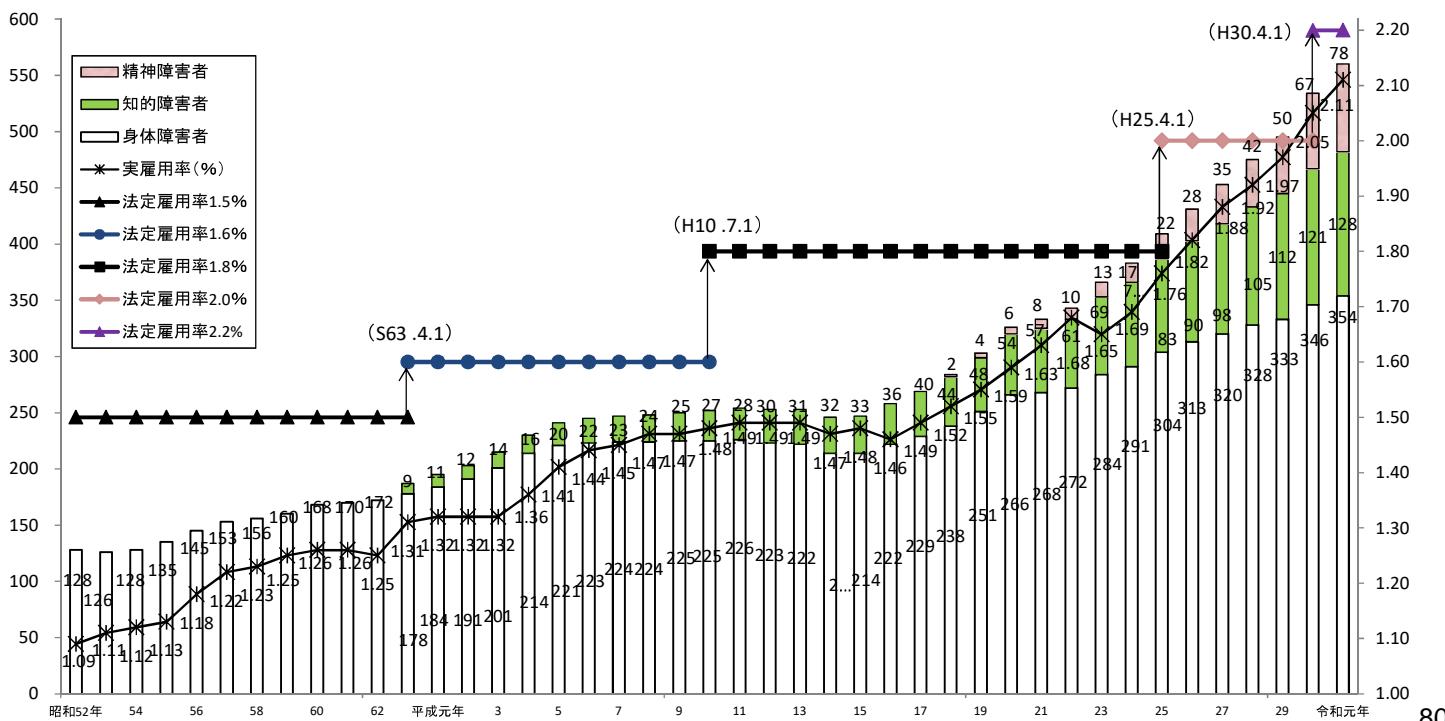
## 障害者雇用の状況

（令和元年6月1日現在）

### ○ 民間企業の雇用状況

**雇用者数 56.1万人（身体障害者35.4万人、知的障害者12.8万人、精神障害者7.8万人）**  
**実雇用率 2.11% 法定雇用率達成企業割合 48.0%**

### ○ 雇用者数は16年連続で過去最高を更新。障害者雇用は着実に進展。



80

## 現状

- 障害者の就労支援については、従前より、福祉施策と労働施策との連携を進めながら対応してきたものの、特に通勤や職場等における支援については、現時点において十分な対応が出来ていない※1との指摘が多い状況※2,3。
- ※1 障害福祉サービス（訪問系サービス）は、通勤、営業活動等の経済活動に対する支援は対象外。また、障害者雇用促進法に基づく納付金関係業務として、雇用管理のために必要な職場介助者や通勤を容易にするための通勤援助者の委嘱等を行う事業主に対して助成金を支給しているが、支給期間を設定。なお、障害者雇用促進法において、事業主は、過重な負担にならない範囲で、その能力の有効な発揮に支障となっている事情を改善するために必要な措置を講ずることとされているところ。
- ※2 先の通常国会での障害者雇用促進法改正案に対する衆議院・参議院厚生労働委員会の附帯決議においても、「通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を通勤や職場等における支援を開始する」旨が盛り込まれたところ。
- ※3 令和元年7月30日参議院議院運営委員会理事会決定（「木村英子議員及び船後靖彦議員の重度訪問介護サービスに係る御要請について」）において、「（通勤や職場等における支援の在り方等について）政府において早期に検討を進め、結論を得るように求める。」とされたところ。
- また、近年、ICTの発達、働き方の多様化などを背景に、重度の障害がある方も働く社会が実現しつつある中で、障害者がより働きやすい社会を目指すためには、働く際に必要となる介助などの支援の在り方は重大な課題。
- このため、現在、省内に設置した「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」において、障害者の就労支援に関する、雇用と福祉の一体的展開の推進に係る諸課題の一つとして、「通勤や職場等における支援の在り方」についても総合的に対応策を検討中。

## 主な論点

- 今後の障害者の就労支援全体の目指すべき姿を展望しながら、通勤や職場等における支援について、対応策を検討する必要があるのではないか。
- 通勤や職場等における支援とは、具体的にどのような目的で、どのようなことを行うものであるかなど、その中身、性格等を整理した上で、その提供の責任の所在と負担がどうあるべきか考え方を整理する必要があるのではないか。
- 通勤や職場等における支援が必要な方はどの程度いるのか等実態把握をした上で、その実態を踏まえ、実際の支援の提供に当たって、どの範囲までその支援の対象とするかなど、内容を整理する必要があるのではないか。
- 「制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状（上記附帯決議より）」を開拓し、障害者が希望や能力に応じて生き生きと活躍できる社会に近づけていくため、通勤や職場等における支援について早期に検討を進め、段階的に対応策を講じる必要があるのではないか。

81

## 現時点の主な検討内容

注：前回（第96回社会保障審議会障害者部会）資料に赤字追記

第97回社会保障審議会障害者部会  
(令和元年12月16日)資料2(抜粋)

- 今後の障害者の就労支援全体の目指すべき姿を展望しながら、通勤や職場等における支援について、対応策を検討する必要があるのではないか。
    - 今後も障害者が「働くこと」を一層強力に支援していく必要があり、そのためにも引き続き雇用と福祉の一体的展開を推進し、切れ目のない就労支援を確立していくことが重要である。
    - 通勤や職場等における支援についても、雇用と福祉の一体的展開のもと、切れ目のない就労支援策として提供されることを目指し、検討を深めていくのではないか。
  - 通勤や職場等における支援とは、具体的にどのような目的で、どのようなことを行うものであるかなど、その中身、性格等を整理した上で、その提供の責任の所在と負担がどうあるべきか考え方を整理する必要があるのではないか。
    - 通勤や職場等における支援については、個々の障害者の障害特性や就業場所等に応じて、呼吸器等の調整や体位変換、トイレ利用・昼食時の介助などの支援、書類の読み上げ・ページめくり・整理等の業務補助、就労支援機器（PC入力関連機器等）の整備・操作・入力など、様々なものが考えられるのではないか。
    - 提供の責任等を整理するに当たっては、雇用か自営か、民間か公務かなど、障害者の働き方も踏まえる必要があるのではないか。
  - 通勤や職場等における支援が必要な方はどの程度いるのか等実態把握をした上で、その実態を踏まえ、実際の支援の提供に当たって、どの範囲までその支援の対象とするかなど、内容を整理する必要があるのではないか。
    - 現在、常時介護を必要とする「重度訪問介護を利用している方」について、
      - ・ 就労している方がどの程度いるのか
      - ・ （今は就労していないても）就労を希望している方がどの程度いるのか
 等の実態把握を目的に、全国調査を実施しており、当該調査結果※4を踏まえつつ、内容を整理していくのではないか。
    - ※4 当該調査において、「就労している方がどの程度いるのか（就労率）」、「（今は就労していないても）就労を希望している方がどの程度いるのか（就労希望率）」の速報値を集計【参考1】。
  - 「制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状（上記附帯決議より）」を開拓し、障害者が希望や能力に応じて生き生きと活躍できる社会に近づけていくため、通勤や職場等における支援について早期に検討を進め、段階的に対応策を講じる必要があるのではないか。
    - 令和元年7月30日参議院議院運営委員会理事会決定や、現に「制度の谷間」に置かれた状況にあるとの障害当事者の声等を踏まえ、引き続きスピード感を持って検討を重ねていく必要があるのではないか。
- これまでの検討【参考2】等も踏まえ、重度の障害がある方の通勤や職場等における支援において雇用施策と福祉施策が連携して「制度の谷間」に対応していくため、意欲的な企業や自治体について、次の取組を令和2年度に実施してはどうか。
- ・ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充を図るとともに、
  - ・ 自治体が必要と認める場合には、地域生活支援事業の新事業により各自治体が支援を行う
- ※ 新たな取組の利活用状況等を踏まえ、必要に応じて改善について検討

82

## 調査目的

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）において、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得るとされたことを踏まえ、在宅就業中の重度障害者の支援の在り方を検討するためその実態を把握する。

## 調査研究概要

- 平成31年度障害者総合福祉推進事業 指定課題
- 補助基準額：500万円
- 実施団体：一般社団法人 コ・イノベーション研究所
- 事業内容：重度訪問介護事業所及び利用者に対するアンケート調査等

## アンケート調査内容

- 調査対象：全国の重度訪問介護事業所を対象とした全数調査
- 調査方法：郵送調査
- 調査内容
  - ・重度訪問介護利用者数
  - ・利用者の障害支援区分、障害の状況
  - ・利用者の就労の有無、就労形態（企業等で雇用・自営や請負、通勤・在宅の別）
  - ・就労希望、就労の際に必要な支援 等
- 調査票回収状況（令和元年11月）

調査客体数	回収数	回収率	速報値集計数
7,320事業所	2,898事業所	39.6%	2,636事業所

## アンケート調査結果（速報値）（精査中）

- 就労率 6.0%
- 就労希望率 5.4%

## 今後のスケジュール（予定）

- ・10～11月 アンケート調査（速報値集計）
- ・12月～ ヒアリング調査
- ・3月 調査報告

## 障害者雇用・福祉連携強化PTについて

## 構成

主査：厚生労働審議官

副主査：職業安定局高齢・障害者雇用開発審議官、社会・援護局障害保健福祉部長

## 主な検討事項（現段階のイメージ）

- ・障害者の就労支援全体の在るべき（目指すべき）姿
- ・地域の就労支援機関の連携の強化
- ・通勤支援の在り方
- ・職場等における支援の在り方
- ・障害者雇用率制度の対象障害者の範囲
- ・障害者雇用率制度における就労継続支援A型事業所の雇用者の評価
- ・就労継続支援A型事業所に対する障害者雇用調整金の取扱い
- ・自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保の在り方 等

## （参考）開催状況

第1回 令和元年7月25日	議事：(1)今後の検討の進め方について (2)その他
第2回 令和元年8月7日	議事：(1)障害者雇用と福祉の連携強化に向けた検討体制の充実(案)について (2)その他
第3回 令和元年10月2日	議事：関係者ヒアリング①（社会福祉法人リベルたす 理事長 伊藤佳世子氏（重度障害者の就労支援について））
第4回 令和元年10月7日	議事：関係者ヒアリング②（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 副統括研究員 春名由一郎氏（海外事例について））
第5回 令和元年10月18日	議事：(1)分身ロボットカフェの視察について (2)その他
第6回 令和元年11月12日	議事：関係者ヒアリング③（公益社団法人全国脊髄損傷者連合会（代表理事 大濱眞氏）、一般社団法人日本ALS協会（会長 鳩守恵之氏）（通勤支援や職場等における支援等の在り方について））
第7回 令和元年12月9日	議事：関係者ヒアリング④（社会福祉法人日本視覚障害者団体連合会（会長 竹下義樹氏）（同上））
第8回 令和元年12月9日	議事：関係者ヒアリング⑤（社会福祉法人日本身体障害者団体連合会（会長 阿部一彦氏）（同上））
第9回 令和元年12月13日	議事：関係者ヒアリング⑥（一般社団法人日本経済団体連合会（労働政策本部長 正木義久氏）、日本労働組合総連合会（総合労働局長 仁平章氏）（同上））
第10回 令和元年12月24日	議事：(1)教育分野との連携について (2)その他 ※文部科学省との意見交換
第11回 令和2年2月3日	議事：(1)今後の障害者就労支援施策について (2)その他
第12回 令和2年3月19日	議事：(1)新型コロナウイルスの対応に係る障害者就労への影響等について (2)今後の障害者就労支援施策について(3)その他

※ PTでの検討状況については、適宜、社会保障審議会障害者部会及び労働政策審議会障害者雇用分科会に報告、議論

## VII 障害児支援について

85

### 障害児の発達支援に係る閣議決定事項等

#### ○新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日）（抄）

##### 1. 幼児教育の無償化

（具体的な内容）

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供達の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。（略）

（実施時期）

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。また、就学前の障害児の発達支援（いわゆる「障害児通園施設」）についても、併せて無償化を進めていく。（略）

#### ○経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日）（抄）

##### 1. 人づくり革命の実現と拡大

###### （1）人材への投資

###### ① 幼児教育の無償化

（略）

このほか、就学前の障害児の発達支援（いわゆる「障害児通園施設」）については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。（略）

（実施時期）

無償化措置の対象を認可外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることになることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

#### ○幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日）（抄）

##### 4. 就学前の障害児の発達支援

○ 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める。<sup>1</sup>具体的には、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する。また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とする。

20 21

19 就学前の障害児の発達支援の無償化に係る財源については、現行の障害児福祉サービスの制度と同様、一般財源とする。また、初年度に要する周知費用やシステム改修費について全額国費で負担する。

20 障害児入所施設は、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから対象に含める。また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。

21 認可外保育施設等と併用した場合も同様（認可外保育施設等については上限額あり）。

# 幼児教育・保育の無償化の概要

## 1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

## 2. 対象者・対象範囲等

### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
  - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
  - ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
  - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。  
3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

### (2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
  - ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
  - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

### (3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
  - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
  - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
  - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

87

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
  - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等（認可施設への移行支援、巡回支援指導員の配置の拡充、指導監督基準の見直し等）
  - ・ 市町村における、対象施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する協力要請
  - ・ 都道府県等が有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
  - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
  - ・ 5年間の経過措置中の措置として、市町村が保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

## 3. 財源

### (1) 負担割合

- 財源負担の在り方：国と地方で適切な役割分担をすることが基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

### (2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（令和元年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

## 4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等これら発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

## 5. その他

- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、P D C Aサイクルを行うため、国と地方自治体による協議を継続して実施
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）  
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

88

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための  
児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、  
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、  
「満3歳になつて初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が <b>2013年4月2日～2016年4月1日までの障害のある子ども</b>
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が <b>2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども</b>

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払い  
いただく述べます。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償  
化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との話し合い、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

問い合わせ先：〇〇市 〇〇部〇〇課

TEL:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

MAIL: 〇〇.〇〇.jp

## 障害児入所施設の在り方に関する検討会について

### 【趣旨（要旨）】

障害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正時に「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の障害児支援の在り方に関する検討会において施設の機能等について一定の整理がなされたところ。

こうした状況を踏まえつつ、現在の障害福祉施策や社会的養護施設等の動向、さらには障害児入所施設の実態を考慮しつつ、障害児入所施設の在り方に関する検討を行うこととした。

発達支援機能	自立支援機能
<ul style="list-style-type: none"><li>・重度・重複障害、行動障害、発達障害等多様な状態像への対応</li><li>・幼児期からの子どもの育ち、発達に係る基本的な観点から、より家庭に近い生活環境や個々に配慮した生活環境とすべき。</li><li>・小規模グループケアを推進するとともに、専門里親等の活用も含めて、より家庭に近い暮らしの場を提供する方向性の検討が必要。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・退所後の地域生活、障害者支援施設への円滑な移行就労へ向けた対応</li><li>・施設退所後のアフターケアを行う相談支援などが考えられる。</li><li>・重症心身障害児者への入所支援については、その特性から本人をよく知る職員が継続して関わるよう、児者一貫した支援が望ましい。</li></ul>
社会的養護機能	地域支援機能
<ul style="list-style-type: none"><li>・被虐待児童等の対応。</li><li>・子どもの心の傷を癒やして回復させるための専門的ケアの充実等が考えられる。</li><li>・乳児院、児童養護施設等で暮らす障害児について、障害児支援の観点から何らかの支援が出来ないかについても検討を進めるべき。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・在宅障害児及び家族への対応。</li><li>・家庭復帰を目指した親子関係の再構築支援などが考えられる。</li><li>・地域で生活する障害児の支援を行う視点から、一定目的をもった短期入所よりも長い期間の入所の制度的な裏付けを検討することも必要。</li></ul>

### 【開催実績】

- 現在の障害福祉施策や社会的養護施設等の動向、さらには障害児入所施設の実態を考慮しつつ、障害児入所施設の在り方に関する検討を行うため、有識者、関係者の参考を得て、平成31年2月6日に第1回を開催。
- 本会を7回、福祉型ワーキンググループを4回、医療型ワーキンググループ4回を開催。
- 令和元年10月25日の第95回障害者部会において、中間報告書の内容についてご報告した。
- 令和2年1月25日の第7回検討会において最終報告書案について議論し、2月10日に最終報告書を提出。

## 障害児入所施設の在り方に関する検討会構成員について

	構成員名	所 属
	相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
	原口 英之	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 児童・予防精神医学研究部 科研費研究員
	宮野前 健	国立病院機構南京都病院 小児科・名誉院長
	青木 建	国立武蔵野学院 院長
座長	柏女 靈峰	淑徳大学総合福祉学部 教授
	米山 明	心身障害児総合医療療育センター 外来療育部長
	朝貝 芳美	全国肢体不自由児施設運営協議会 顧問
	石橋 吉章	全国肢体不自由児者父母の会連合会 副会長
	水津 正紀	全国重症心身障害児(者)を守る会 会長代行
	小出 隆司	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
	濱崎 久美子	全国盲ろう難聴児施設協議会 事務局長
	鈴木 香奈子	東京都立川児童相談所 所長
	有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 准教授
	市川 宏伸	日本自閉症協会 会長
	児玉 和夫	日本重症心身障害福祉協会 理事長
	北川 聰子	日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部会部会長
	森岡 賢治	三重県子ども・福祉部 障がい福祉課 課長
	菊池 紀彦	三重大学教育学部 教授
副座長	田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授

91

### 福祉型障害児入所施設WG構成員

	構成員名	所 属
	相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
	原口 英之	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 児童・予防精神医学研究部 科研費研究員
	青木 建	国立武蔵野学院 院長
主査	柏女 靈峰	淑徳大学総合福祉学部 教授
副主査	米山 明	心身障害児総合医療療育センター 外来療育部長
	佐々木 桃子	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
	小出 隆司	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
	濱崎 久美子	全国盲ろう難聴児施設協議会 事務局長
	藤井 隆	全国盲ろう難聴児施設協議会
	市川 宏伸	日本自閉症協会 会長
	今井 忠	日本自閉症協会 副会長
	遠藤 光博	日本知的障害者福祉協会児童発達支援部会 委員
	北川 聰子	日本知的障害者福祉協会児童発達支援部会 部会長

### 医療型障害児入所施設WG構成員

	構成員名	所 属
副主査	宮野前 健	国立病院機構南京都病院 小児科・名誉院長
	朝貝 芳美	全国肢体不自由児施設運営協議会 顧問
	小崎 廉介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
	石橋 吉章	全国肢体不自由児者父母の会連合会 副会長
	植松 潤治	全国肢体不自由児者父母の会連合会 副会長
	宇佐美 岩夫	全国重症心身障害児(者)を守る会 常務理事
	水津 正紀	全国重症心身障害児(者)を守る会 会長代行
	有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 准教授
	児玉 和夫	日本重症心身障害福祉協会 理事長
	石井 光子	日本重症心身障害福祉協会 理事
	菊池 紀彦	三重大学教育学部 教授
主査	田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授

92

# 障害児入所施設の在り方に関する検討会 最終報告について

令和2年2月10日

○障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性

「①ウェルビーイングの保障」「②最大限の発達の保障」「③専門性の保障」「④質の保障」「⑤包括的支援の保障」

○施設種別ごとの課題と今後の方針

機能	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
1)発達支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケア単位の小規模化の推進</li> <li>・施設職員の専門性の向上と、教育と福祉のライフステージに沿った切れ目ない連携</li> <li>・新たな施設類型として地域小規模障害児入所施設(障害児グループホーム)(仮)の導入の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉的支援の強化のための保育士等の配置促進</li> <li>・医療的ケア児の判定基準についての研究成果を踏まえた、重症心身障害児以外の医療的ケア児に対する更なる支援</li> </ul>
2)自立支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早い段階から退所後の支援に取組むための関係機関との連携を担うソーシャルワーカーの配置促進</li> <li>・18歳以上の入所者への対応(いわゆる「過齢児問題」)           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなす現行のみなし規定(令和3年3月31日まで)の延長は行わない</li> <li>② 22歳程度までの柔軟な対応や障害特性等によりどうしても受け入れ困難なケースにおける対応も含めた退所後の処遇の検討</li> </ul> </li> <li>以上の方策を円滑に進めるための諸措置の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養介護への移行を行う際のアセスメントや協議の実施</li> <li>・地域移行に向けた外泊の実施に対する更なる支援</li> <li>・肢体不自由児に対する有期有目的の入所支援の更なる活用推進と重症心身障害児に対する活用促進の検討</li> </ul>
3)社会的養護機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理的ケアを行う専門職の配置及び職員に対する更なる研修の実施</li> <li>・児童相談所との連携</li> <li>・保育所等訪問支援等による障害児入所施設から児童養護施設・乳児院への専門性の伝達</li> </ul>	
4)地域支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児等が抱える課題解決に向けて必要となる支援について総合調整の役割を担うソーシャルワーカーの配置促進</li> <li>・障害児の代替養育として委託されている里親、ファミリーホームの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所が地域の中で計画・運営されるよう次期障害児福祉計画の中で明示</li> </ul>
5)その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約による入所児童と措置による入所児童についての現行の取り扱いを示した厚生労働省通知の再周知及び全国の状況の継続的把握・共有</li> <li>・運営指針の策定等、質の確保・向上の仕組みの導入の検討</li> <li>・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や社会的養護分野におけるアドボケイト制度を参考とした障害児の意見表明の促進</li> <li>・入所施設と他の障害福祉サービスを柔軟に併用できる仕組みの検討</li> <li>・入所の措置権限を有する都道府県と退所後の地域生活を支える役割を主に担う市町村との連携強化</li> <li>・市町村への入所決定権限付与についての検討</li> <li>・現行4.3対1となっている福祉型の職員配置基準について少なくとも児童養護施設の目標と同等の4対1程度までの引上げ</li> </ul>	

▶厚生労働省は、第2期障害児福祉計画や令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等において実現が図られるよう検討するとともに、厚生労働省内担当部局や文部科学省等の他省庁との連携をより一層推進すべきである。 93

## 障害児入所施設の現状

### 障害児入所施設 指定事業所数、児童数

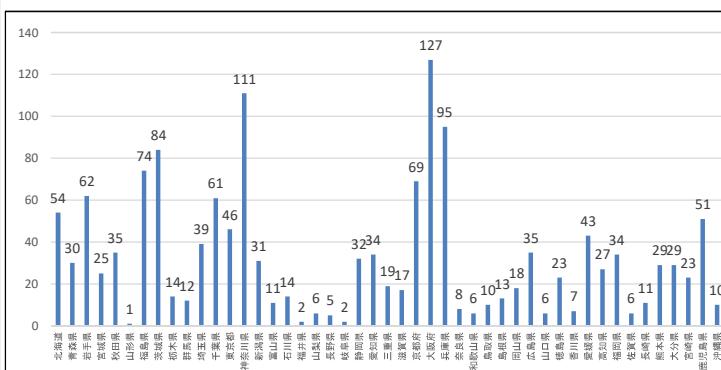
	福祉型				医療型			合計	
	知的	自閉	盲	ろうあ	肢体	自閉	肢体		
指定事業所数	235	4	6	7	8	3	57(16)	208(72)	528
定員	7,621	67	108	155	262	78	3,395(1,358)	21,188(7,434)	32,874
現員	6,558	46	73	78	189	34	2,122(967)	19,268(6,737)	28,368
児童数	5,100	43	68	70	163	34	1,036(190)	2,213(648)	8,727
措置	3,351	13	65	53	111	15	311(68)	630(169)	4,549
契約	1,749	30	3	17	52	19	725(122)	1,583(479)	4,178
18歳以上	1,458	3	5	8	26	0	1,086(777)	17,055(6,089)	19,641

\* 括弧内は国立病院機構の施設数又は人数の内数

\* 重症心身障害児の定員には療養介護も含まれている

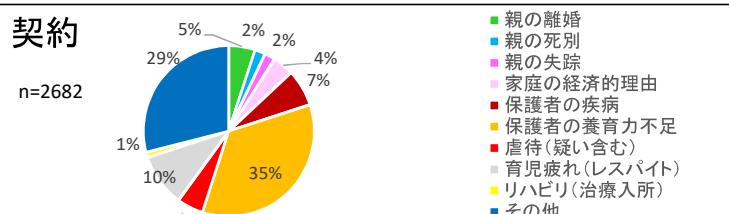
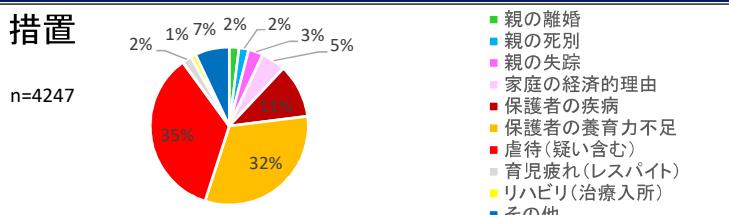
出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

### 福祉型入所施設における過齢児の数(都道府県別)



出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

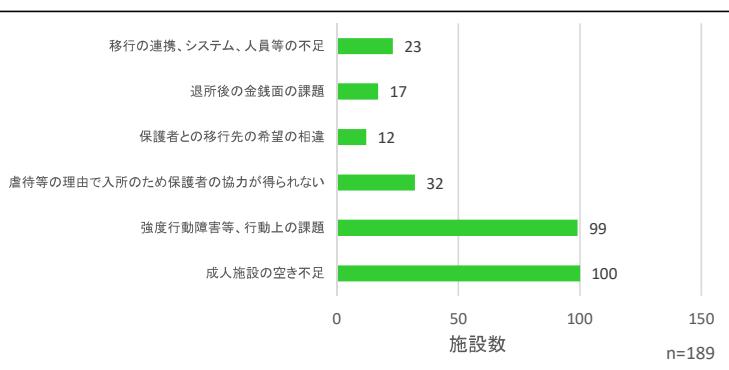
### 福祉型入所施設の入所理由



\* 「保護者の養育力不足」の実際の内容には、子どもの障害の状態や家族へのサポート体制がどのようにだったか等、様々な要因があることが考えられることに留意する必要がある。

出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

### 福祉型入所施設における移行を進める上での主な課題



\* 複数回答

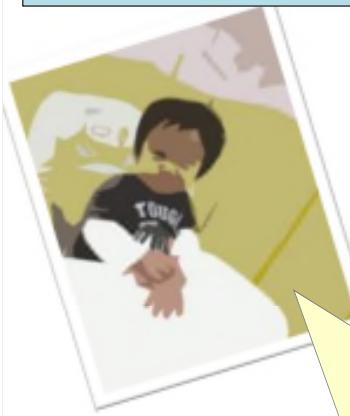
出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年1月17日時点)

# VIII 医療的ケア児等への支援について

95

## 医療的ケア児について

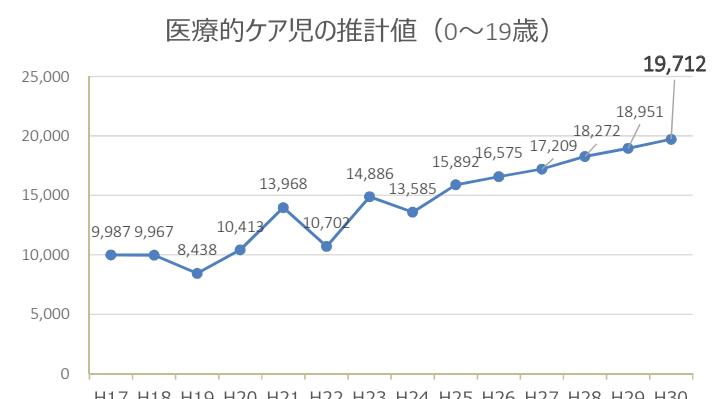
- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、N I C U 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児は約2.0万人（推計）



\* 画像転用禁止

- 歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児※1までの間。
- 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要  
例）気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等

※1：重症心身障害児とは重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どものこと。全国で約43,000人（者も含まれている）。[岡田.2012推計値]



（厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」の協力のもと障害児・発達障害者支援室で作成）

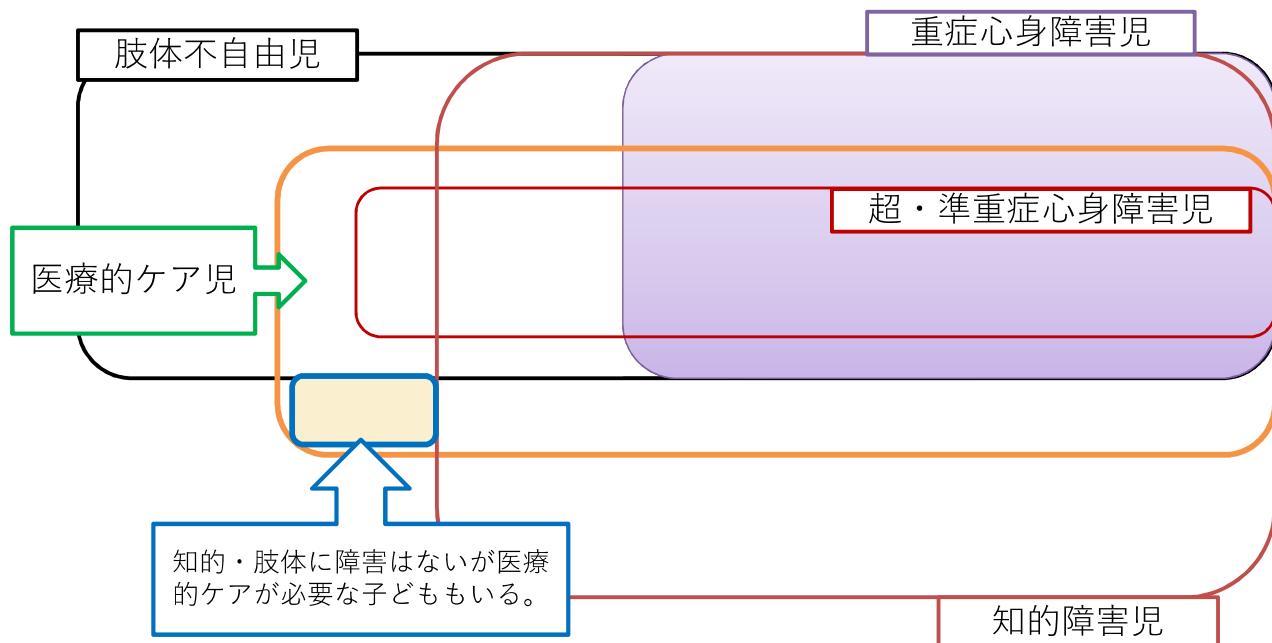
児童福祉法の改正（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

96

# 医療的ケア児の概念整理



## 【医療的ケア】

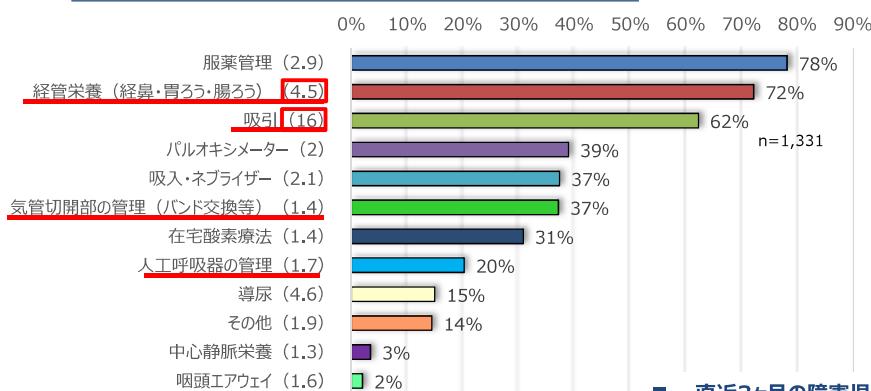
人工呼吸器、気管切開、吸引、経管栄養(経鼻、胃ろう、腸ろう)、酸素療法、導尿、IVHなど

日本重症心身障害福祉協会 医療問題検討委員会報告（平成29年5月19日）一部改

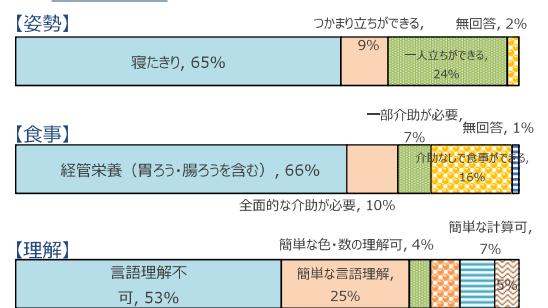
97

## 在宅の医療的ケア児の状態像やサービス利用の現状

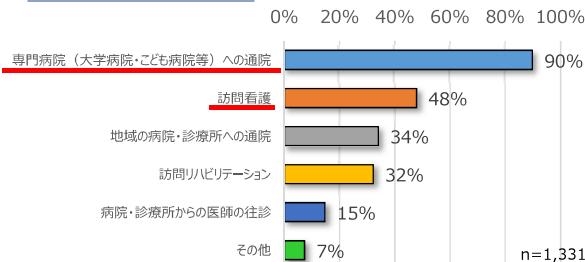
### ■ 在宅で実施している医療的ケアの種類（1日当たりの実施回数）



### ■ 子どもの状態



### ■ 医療サービスの利用状況



### ■ 直近3ヶ月の障害児通所支援事業所等の利用状況



### ■ 直近3ヶ月の在宅における福祉サービスの利用状況

